

平成 20 年度 事業報告概要

(平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月 31 日)

本年度は、一部を除いてほぼ全面施行された改正建築士法に伴う、建築士に課せられた定期講習の実施に万全を期すとともに、中央指定登録機関としての一級建築士の登録・閲覧等事務における、各建築士会との協力による円滑な運用に資するとともに、地域に根ざした建築士による実践活動を積極的に支援するなど、厳しい経済環境の中で各種事業の実施において、概ね所期の目的を達成することが出来た。

その概要は、以下の通りである。

〔事業報告〕

1. 建築士制度等に係わる事業

(1) 建築士法改正関連の政省令への対応

1) 改正建築士法を含む関連法令等講習会の実施

11月28日に施行の改正建築士法及び関係政省令の概要について、国土交通省編集のテキストを使用し講習会を全国40建築士会(5建築士会は事務所協会と共催)で開催し、19,446名の受講者があった。

(2) 指定登録機関への対応

1) 指定登録機関への申請

指定登録機関の必須条件を整えるため、平成20年度通常総会において定款変更(事業及び役員構成)を行い、9月10日には指定申請書類を国土交通省に提出。10月17日国住指第2487号により、国土交通大臣より中央指定登録機関の指定書を授受。

2) 建築士の登録・閲覧事務への対応

10月31日、各建築士会事務局の参加のもとで「一級建築士登録事務の研修会」を実施し、業務の円滑運営を図る。11月には、各建築士会と業務委託契約を締結するとともに一級建築士登録関係の案内、説明を本会ホームページに掲載し申請者への周知を図った。改正建築士法施行の11月28日より、各建築士会において一級建築士の登録申請受付を開始。また、本会においては、一級建築士名簿の閲覧を開始した。

平成21年3月31日現在の一級建築士登録申請受付数及び閲覧申請数は以下の通りである。

一級建築士

- | | |
|------------------|--------------------|
| * 新規登録申請 3,438 件 | * 事項変更申請 307 件 |
| * 再交付申請 576 件 | * 携帯免許変更申請 7,729 件 |
| * 住所変更等変更届 1,404 | * 登録抹消 34 件 |
| * 閲覧者数 68 件 | * 被閲覧者数 501 件 |

構造設計一級建築士

- | | |
|--------------------------|------------|
| * 構造設計一級建築士証交付申請 6,045 件 | |
| * 再交付申請 1 件 | * 返納申請 0 件 |
| 設備設計一級建築士 | |
| * 設備設計一級建築士証交付申請 2,357 件 | |
| * 再交付申請 1 件 | * 返納申請 0 件 |

(3) 公益社団法人への移行に伴う定款等改正への対応

本会としては、「公益社団法人」として、移行への意志は、すでに機関決定(平成19年3月23日)をしていることの報告をした。

なお、本件の移行への対応については、各関係法人における検討状況等を踏まえ、「総務・企画委員会」のもとで、検討を進めることになっているが、本年度の段階では、具体的な検討までには至っていない。

(4) 専攻建築士制度の普及・推進

1) 専攻建築士制度の推進

平成20年度は、全建築士会で1,059名認定され、専攻建築士は累計で15,110名となった。

2) 建築士会への支援、連絡、調整

専攻建築士制度実施6年目を迎え、これまでの各建築士会の実施状況を踏まえ、制度運営の調整を図った。また、同制度が、本年度登録更新を迎えるに至ったこと等を踏まえ、同制度の更なる飛躍と新たな展開を求める声に応えるため、同制度のオープン化への検討に入った。

3) 一般市民等へのPR

市民に対し、制度への認知度を高めるため専攻建築士制度の宣伝用チラシを各建築士会に配布した。

4) 行政及び他団体との協議、調整の推進

「構造計算適合性判定員」の受講資格要件に「構造専攻建築士」が優遇措置され、平成19年度に2回行われた講習には多くの構造専攻建築士が受講した。

また、平成20年度に施行された建築士法改正により新設される「構造設計一級建築士」受講資格にも構造専攻建築士に優遇措置が設けられた。

(5) 建築士の新業務と建築士法制度の検討

1) もの・まち・くらしづくり活動への支援

・ものづくり制度部会

「なぜ今、地産地消の木造住宅なのか」をテーマとして、全国の6事例を検証し、冊子「環境の時代と、木造住宅」を

編集した。

・まちづくり制度部会

建築士が日常の計画・設計活動を通じて地域アイデンティティーに寄与する建築「街をつくる建築」をつくるのが強く求められると考え、全国より設計成功事例を募集選考し、テキスト編集作業を行った。

・くらしづくり制度部会

国土交通省の平成 20 年度建築物整備促進補助事業として、「建築の質の向上に関する検討」という調査事業を受託し、調査テーマとして、「生活参加者による質の高い建築づくり作法」についての事例研究調査を行い取りまとめた。

2) 建築士法、建築基準法等関係法令の研究・提言

改正建築士法に伴い、以下の各外部委員会（部会・WG 含む）へ本会から委員を派遣し、各検討事項に対し意見あるいは助言を行った。

・業務報酬基準改定委員会

・工事監理ガイドライン策定委員会

・重要事項説明内容検討部会

・建築士業務責任検討部会

・資格審査WG

(6) 建築士業務の進歩・改善

1) 設計・工事監理業務報酬の基準、施工管理業務の研究・提言

国土交通省の業務報酬基準工事監理小委員会委員に峰政克義副会長を派遣。

また、工事監理業務のガイドライン策定小委員会委員に後藤伸一氏（東京）を派遣し、本会の意向、伝達等の取りまとめのための「受け皿」として、WG を構成し対応した。

なお、本会は、下期に入り、11 月 18 日付で、業務報酬基準改定案に対して（パブリックコメント）下記の 4 項目を国土交通省に提出した。

標準業務に含まれない追加的な業務の詳細な例示を希望する。

段階別に、設計・工事監理契約を行う工事では、工事段階で行うことに合理性がある実施設計業務は、その段階のものを再度算定し契約する必要があることを明記されたい。

標準業務人・時間数における構造・設備の業務にかかわる時間には、建築総合の担当者が行う業務が含まれることを注記されたい。

工事監理の標準人・時間数に含まれる業の水準あるいは

程度を工事監理ガイドライン等で実質的に想定できるようにしていただきたい。

2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の改正

四会連合協定「業務委託契約書・契約約款・委託書」の 3 部作（建築設計編、建築監理編、建築設計・監理編）は、法改正を受けて平成 21 年 11 月に改正した。

一方で、業務報酬基準関係の告示（告示 15 号）の改正内容との整合された改正版の発行について、22 年 6 月を目途に進めていく。

3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の改正建築士法の改正を踏まえ、改正された四会連合協定「監理業務委託契約書・契約約款・委託書」との整合を図るために、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款の改正を進めている。改正版の発行は、22 年 6 月を目途に作業を進めていく。

(7) 国際間の資格問題の検討及び情報交流の推進

1) 国際交流への対応

APEC アーキテクトモニタリング委員会にて、審査説明書、総合案内書、申請書等の検討のため建築士会の立場で委員を派遣し検討を重ねている。また、UIA2011 東京大会に備え、UIA2008 トリノ大会への参加及び東京ブース展への参加協力を行った。

2) 韓国・中国建築士団体との交流

1997 年北京で合意・調印した中国全国注冊建築師管理委員会、日本建築士会連合会、大韓建築士協会の 3 団体による協定に基づき、前回開催のソウル会議で合意された「第 12 回日・韓・中建築士協議会伊勢会議」を三重県伊勢市において 2008 年 11 月 17 日から 20 日にかけて開催した。

3) カ国の各団体は、各々の国の A P E C アーキテクトに係わる状況を理解するための説明や作品紹介等を行った。

3) APEC エンジニア・アーキテクトへの対応

平成 20 年 7 月 1 日付けで「APEC アーキテクト日豪二国間相互認証協定」が締結された。

これは、日本・オーストラリア間のアーキテクト資格の相互認証に関する協定で、日本、オーストラリアを含む 14 カ国が参画している「APEC アーキテクト・プロジェクト」の一環として日本が締結する初めての相互認証協定となった。今回の協定締結により、日本の APEC アーキテクトは、オーストラリアに固有の技術的事項、法的事項等についての面接審査に通れば、通常の試験を受けることなく、オーストラリア国内の全ての州及び地域において、アーキテクトとして登録することが可能となる。

今後、オーストラリアと資格上の連携をとっているニュージーランドとの協定締結も見込まれているほか、中国との二国間交渉に向けた話し合いも始まっている。

4) 建築設計監理業務等ハンドブックの検討

国際間の建築実務の手助けとなる「プロフェッショナル・プラクティス・ハンドブック」(3カ国間の登録建築士の職業実務のハンドブック)の作成にあたっては、各国内の情報整理や各国間との情報交換の継続、及び今後3年間は日・韓・中建築士協議会の前日にミーティングを行う等が2008年伊勢会議において確認された。

2. 建築士の資質向上に係わる事業

(1) 建築士の講習・研修の実施

1) 講習会、研修会の開催・支援

下記の講習会を各建築士会協力のもと開催した。

改正建築士法政省令解説講習会

超長期住宅関連講習会(無料講習)

応急危険度判定講習会

建築確認申請マニュアル講習会

また、建築文化講演会が34建築士会で実施され、それに対する支援をした。

2) 会員作品展(連合会賞)の実施

第36回会員作品展(連合会賞)を実施した。32建築士会から、127点の応募があり、提出図面にて第1次審査、第2次の現地審査を経て、審査委員会により慎重審査の結果、平成20年度の連合会賞としては、優秀賞5点、奨励賞5点を選定した。

なお、表彰式を第51回建築士会全国大会の席上で執り行った。

(2) 継続能力開発制度の普及・推進

1) 建築士を対象とした継続能力開発の推進

「建築士のための講習会」を実施し、各建築士会の協力のもと33建築士会で6,466名が受講した。

2) 行政及び他団体との協力体制の確立

建築CPD運営会議が実施するCPD情報提供制度(事務局:建築技術教育普及センター)のCPDが、国土交通省官庁営繕の建築・工事監理業務の発注において加点対象とされ、各地方整備局へも通達された。今後、都道府県でも同情報提供制度の活用が広がるのが想定されるので、データ交換の方法、事務負担等の軽減化等に関して、同運営会議へ要

望を行い関係団体と協議している。

また、施工系に従事する会員のために、本年度から新たに建設系のCPD協議会(事務局:全国土木施工管理技士会連合会)へも加盟した。

3) 行政及び一般市民等社会へのPR

継続能力に真面目に取り組み、所属の建築士会へCPD手帳、実務実績シートを提出し、CPDデータ登録を行った会員の氏名を会誌「建築士」に掲載すると共に、広く社会に表示するため本会のホームページにおいても公開した。

3. 会員の指導、連絡、組織の強化に係わる事業

(1) 会員の指導、連絡、組織の強化

1) 月刊「建築士」の発行

会誌「建築士」の特集記事等、毎号11万部の掲載記事を企画・編集し発行してきた。新年1月号より、会誌「建築士」の全面的な刷新を図り、テーマにテーマ・レイアウト・表装から編集委員会の開催形式にまで改編を施した。

2) ABA-NETの運営・管理

『ABA-NET 2004』は、ログインの簡略化、メーリングリストを組み込んだ掲示版等を取り入れ、建築士会の共通のツールとして運営している。単なる掲示板に留まらず、メーリングリスト機能としての連携性を持たせて、新たな情報発信の確立を目指している。

3) ブロック会への助成

7ブロック会、建築士の日、研修会、講演会、青年・女性協議会等への助成を実施した。

(2) 第51回建築士会全国大会(徳島大会)の開催

「阿波の地で連(REN)に学ぶ～市民と建築士が協力する～もの・まち・くらしづくりの実践～」を大会テーマに、平成20年10月25日徳島市の「アスティとくしま」において3,460余名の参加者を得て大会フォーラム、式典等を実施した。

(3) 対内・対外の広報、IT化への対応

1) 改正建築士法の対外に向けた広報活動

会誌「建築士」に改正建築士法の重要項目に関する解説を掲載。また、連合会ホームページを活用した情報発信・関連リンクの紹介等、対外広報も行った。

2) 会員データベース総合プログラムサーバ化の推進

本プログラムは、コンピュータのOS(基本ソフト)を各建築士会の環境を考慮し、Windows2000とXPの2種類を用意し、CD

- ROM 版として配布していたが、最新版プログラムの提供及び不具合修正によるアップデートをより手軽に進める必要性から「会員管理データベース / CPD プログラムのダウンロードサイト」の運用を続けている。

各建築士会で使用される PC の入れ替えや OS のサポート期限などにより、今後 OS のバージョンに即応したアップデートにも対応していく必要がある。こういったソフトを連合会データベースとして一括して管理していく「建築士総合データベース」については、新たな「CPD システム」として検討している。

3) 建築業務の IT 化への対応、支援

建築士会が持つデータやコンテンツについては、今後、デジタル化して保存、活用する案があり、ホームページのリニューアルに伴い検討を継続していく。また、建築士会会員や建築士喫緊の問題や課題を捉える必要がある。そこで、本会にアンケートシステムを構築することにより、こういった会員の実情を把握し、即時的に分析をホームページ

や会誌「建築士」に公表することで多くの人々が様々な情報を共有することが出来るようになる。情報・広報委員会と情報部会が連携して Web を使ったアンケート・モニターを各建築士会から推薦していただき実行していくこととした。

4) ホームページリニューアルの推進

会員、一般、メディア、外部組織等に対して、より一層効果的に情報を発信していくための情報伝達機能を強化することが必要とされ、情報部会において、ホームページや ABA - NET 等のツールで直接情報を発信していくことは勿論のこと、CPD のシステムや専攻建築士登録の会員を全国に検索・紹介するオンラインシステム、建築士会から有用な情報を集約し発信する方法の検討を行った。

また、ホームページを会員やその他一般の方にももっと活用いただくために、リニューアル(2009 年 4 月)の検討を行った。

(4) 建築士会会員の増強運動の推進

1) 建築士会会員の増強運動

建築士会の登録事務の開始に併せ、建築士会加入促進のパンフレットを 10 万部作成し、各建築士会協力のもとに加入の促進活動に対応した。

また、改正建築士法が 11 月 28 日より施行され、新たに構造設計・設備設計一級建築士が誕生したことを踏まえ、当該資格者の入会を歓迎し、その業務活動を積極的に支援す

る旨を掲げ、各建築士会に入会促進方の協力を依頼し、会員増強運動に努めた。

2) 建築士賠償・工事賠償責任補償制度の検討及び加入促進

建築士賠償、工事賠償責任補償制度への加入促進に努めた。

4 . 地域実践活動に係わる事業

(1) 社会的活動の推進

1) 建築士の日(7 月 1 日)事業実施への支援

7 月 1 日を中心に、各建築士会で開催されている講演会、建築相談等への支援を行った。

2) 建築士会の災害対応活動への支援

応急危険度判定あるいは災害時の住宅相談、または風水害に対し、建築士会会員がボランティアとして支援活動に参加された場合に、各ブロック会、幹事県を通して助成金を支出することになった。これにより、平成 20 年度は、6 月 14 日発生した、「岩手・宮城内陸地震」による支援活動に対し、以下により助成した。

- ・岩手県建築士会(応急危険度判定活動)54 名
- ・宮城県建築士会(応急危険度判定活動)198 名
(住宅相談活動)248 名

3) 全国被災建築物応急危険度判定協議会への協力

全国被災建築物応急危険度判定協議会が実施している防災訓練に当たっては、例年通り参加した。

また、各建築士会協力のもと、「応急危険度判定士講習会」を実施した。

4) 建築物防災推進協議会への協力

国民が安全で安心できる建築物をつくるための行動計画策定に、本会から委員として参画し、積極的に協力した。

(2) 実践活動の推進

1) まちづくり活動の推進

・第 6 回まちづくりセミナーは、「青森発・コンパクトシティーそして中心市街地活性化」～低コスト、環境配慮型の先進的まちづくり～をテーマに、平成 20 年 8 月 1 日、2 日の両日、青森市の青森男女共同参画プラザで開催し、105 名が参加した。

・第 51 回建築士会全国大会(とくしま大会)の大会フォーラムでは建築士交流セッション 「地域の元気をとりもどす地域貢献活動」を開催した。

・第 18 回まちづくり会議は、「まちづくり建築士の技と仕掛

け」～カフェ的会話が地域を創る～をテーマに平成 21 年 1 月 30 日、31 日の両日、東京において開催し、参加者は、91 名であった。

2) 青年建築士活動の推進

「平成 20 年度全国青年委員長会議（平成 21 年 3 月 6,7 日、於：東京）は、96 名の参加者を得て、「“ 青年建築士が拓く建築士会新時代 ” ～当然加入の建築士会をめざして」をテーマにワークショップを開催し建築士会の組織に求められているものと、青年建築士がこれからできることについて話し合いが行われた。2 日目は 1 日目を受けてワークショップの提案について協議した。

また、第 51 回建築士会全国大会（とくしま大会）では、「今社会に求められる建築士の役割」というテーマでの建築士交流セッション、地域貢献を担う青年建築士の活動報告会等を開催した。

3) 女性建築士活動の推進

「平成 20 年全国女性建築士連絡協議会」（平成 20 年 7 月 18,19 日、於：東京）は、376 名の参加者を得て、「地域と共生する住環境づくり～住みかえに学ぶ～」をテーマに研修と交流が行われ、アピールを採択した。

また、第 51 回建築士会全国大会（とくしま大会）では、「クイズ知ってるつもり」を企画・運営を担当し、参加者から好評を得た。

(3) 地域貢献活動センターの活動強化

1) 同センターへの支援

地域貢献活動推進センターは、設立以来 11 年が経過した。本制度は、北海道、山形県、三重県、高知県建築士会が地域貢献活動センターの設立準備に入り、三重県、高知県の 4 建築士会で活動センターが設立された。

また、本年度は、26 の活動センターで 109 団体にのぼる活動団体に対して助成した。

2) 同センター未設置建築士会への対応

平成 20 年度に限り、活動センター未設置建築士会への支援策として、基金助成の助成率 1/2 を 3/3 に引き上げた結果、設立準備に取りかかった建築士会を含め 4 建築士会が活動センター設立に取り組まれた。

5. その他の事業

(1) 建築行政への協力

・「防災週間」、「まちづくり月間」、「違反建築防止」等へ

の協力

・各運動に対する会員の派遣、災害連絡訓練への参加等、各種の協力を行った。

(2) 建築技術教育普及センターへの協力

・建築士試験等実施への協力

「一級・二級・木造建築士の受験総合案内書」を作成することにより、受験者が申し込み等に際して、その手続きが円滑に進められるよう協力を行うと共に、申し込み受け付け、また、試験実施に当たっては、試験監理員として職員を派遣する等、種々の協力を行った。

なお、改正建築法により、本年度から実施されることになった、建築士法第 22 条の 2 の「定期講習」の関係について、本会は、実施協力団体として、また、各建築士会は実施運営に当たり協力を行った。

(3) 福利厚生

・保険、年金制度等の加入促進

建築士会会員に対する福利厚生事業として、共済補償制度、グループ保険の加入促進に向けての PR 等に努めた。

(4) 関係団体との連繋協力及び共同活動

建築関係 5 団体会長会、公共建築設計懇談会等に参加。また、「真の日本のすまい提案競技」（主催：住宅産業研修財団）の運営に参加した他、団体間で構成する各種委員会、他団体からの要請による委員の派遣等を通じて、団体間の連繋協力を図った。

以上、平成 20 年度の重点施策、事業計画に掲げた諸事業に係わる概要を述べたが、その他にも各種委員会を含め事業計画に添って、積極的に取り組んだ。その全容は、次頁の記述通りである。